議会運営委員会報告書

令和8年9月29日

備前市議会議長　石　原　和　人　様

委員長　立　川　　茂

令和8年9月29日に委員会を開催し、次のとおり協議決定したので議事録を添えて報告する。

記

案　　件	調査結果	備　考
1　議会の運営に関する事項についての調査研究 ①　次期定例会の予定について	継続調査	―
1　議長の諮問に関する事項についての調査研究 ①　9月定例会の総括について ②　議会運営委員会の協議事項について (1) 議会基本条例に関する事項について (2) 正副議長選挙に関する事項について ③　議会行事予定について	継続調査	―

議 会 運 営 委 員 会 記 録

招 集 日 時	令和8年9月29日（火）		第3回定例会閉会後	
開議・閉議	午前10時31分	開会　～	午前11時26分	閉会
場所・形態	委員会室	閉会中の開催		
出 席 委 員	委員長	立川　茂	副委員長	森本洋子
	委員	中西裕康		尾川直行
		青山孝樹		中村国広
欠 席 委 員		なし		
遅 参 委 員		なし		
早 退 委 員		なし		
列 席 者 等	議長	石原和人	副議長	藪内　靖
傍　聴　者	議員	なし		
	報道	なし		
	一般	なし		
説　明　員	議会事務局長	國光裕一郎	議会事務局次長	青木弘行
	庶務調査係長	石村享平	議事係主査	田中康平
審 査 記 録	次のとおり			

午前１０時３１分　開会

○立川委員長　皆さん、こんにちは。

本会議でお疲れのところ大変恐縮ですが、ただいまより議会運営委員会を開きたいと思います。

１番目、議会の運営に関する事項についての調査研究、１点目、次期定例会の予定について。

○青木議会事務局次長兼議事係長　次期定例会の予定につきまして御説明させていただきます。

次期定例会につきましては、１２月２日水曜日に招集される予定で執行部と調整をさせていただいております。

お手元の総括日程表予定案を御覧ください。

１２月２日水曜日初日に議案上程、市長より提案説明をいただきます。なお、継続審査とされておられます議案第８８号の一般会計決算認定議案を、来月から行われます予算決算審査委員会におきまして結審されますと、この日に委員長報告、討論、採決を行っていただく予定としております。

また、昨年同様、執行部より人事院勧告に伴う条例改正案、並びに補正予算案を提出する予定であるということをお伺いしております。できるならば年内に差額を支給させていただきたいとのことでありましたので、定例会初日に採決をお願いすることになると思われますので、御承知おきください。こちらはまた正式に、近くなると申出があると思います。

続きまして、１２月９日から１１日までの３日間で一般質問、週明けの１４日月曜日に議案の質疑、委員会付託を行っていただきます。一般質問の通告期限は１２月３日木曜日午前１０時、質疑の通告期限は７日月曜日午前１０時とさせていただいております。

１５日から２１日までの間で各常任委員会を開催いただきまして、２４日木曜日を最終日とする２３日間の会期日程としております。

なお、定例会等の運営を御協議いただく議会運営委員会につきましては、１１月２６日木曜日午前９時３０分からお願いしたいと思います。

○立川委員長　次期１２月議会の日程表の予定案を説明いただきました。何かございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この予定で進めていただけたらと思います。

注意するのは、初日に人勧の分の決議がありますよということですね。あと決算の認定が終われば、初日に委員長報告がありますと。議案が２５日に発送ですので、翌日１１月２６日に議運を予定させていただきたいと思います。

２番目、議長の諮問に関する事項についての調査研究、①９月定例会の総括について、何か。

○尾川委員　前定例会では開会日が変更になったが、今提案あってこれで行くと思うが、このあたりの信憑性、その辺は確認したいと思うけど、事務局の意見をお聞きします。

○青木議会事務局次長兼議事係長　今定例会につきましては、１日前倒しということで変更をか

けさせていただいております。議長から市長に変更等はしないようにという申入れもさせていただいておるところでございます。

１２月定例会につきましても、その旨を総務部長に伝えまして、こちらの日が招集日になるという予定で日程を組ませていただいております。

○立川委員長　前回もありましたように、くれぐれも、これ、表に出してしまうんでしょ、今日、議運で決まったら。ということは、議員、これで認識されますので、前回みたいなことがないようにという再度の申合せでしたんで、よろしくお願いをいたします。

○中西委員　今日、討論やってて、討論の帰ってくる道すがら、議員の皆さんの顔を見てますと、大体半数が１期生か２期生です。前回も申し上げましたけども、１期生、６月定例もやられて、よく私は討論されたと思う。質疑もされましたし、今回見ても、１期生の方の質問、いろいろ御意見あるかも分かりませんけども、私はよかったと思ってます。備前市議会もいろんな人にバトンをつなぎながら議会を継続していってるわけで、１期生、２期生の方が過半数になってきてるということで、私たち年配の議員がどうしたらいいかを私も大変悩むところですけど、一般質問を聞いてる限りは、１年生よく頑張ったと思ってます。期数のたったほうが、私も含めて失敗が幾つかあって、私も詰まってしまったところがありましたけど、そういうところを少し、期数が多いところも反省しながら、１年生、どうやって育てていくかを、これからも我々、考えていかなきゃいけないと思いました。

○立川委員長　御指摘受けましたけど、中村委員、どうですか、今のお言葉を聞いて。

○中村委員　一つ一つが勉強だということをいつも思っていて、やらんよりはやったほうがいいっていうスタンスで、いろんなことに挑戦させていただいてますが、御指摘を受ける点も多々あるけれども、それは自分の肥やしとして、これからも頑張っていきたいと思っていますので、引き続き御指導のほうよろしくお願いいたします。

○青山委員　新人議員の話もありましたけど、私も久しぶりに会派を組んで、なかなか伝え切れなかった分があると反省をしております。特に今、こういったことが必要だということを整理して、新人議員の研修で伝えられとるとは思うけど、そういうことも我々にもお伝え願えたら、より会派内でも徹底できると思います。よろしくお願いします。

○森本副委員長　会派のことを言われたんで１点、議員になった当初に、会派内で一般質問の内容を調整してくださいというお話を伺って、それを守ってきたので、そのお話は今も続いてるお話ですか。質問が会派内ではかぶらないようにということを、議員になったときにそういうお話を聞いたけど、今回、ところどころ見受けられたところがあったので、そのお話は現在も生きてるのかどうか、確認させてください。

○青木議会事務局次長兼議事係長　備前市議会の先例に一般質問の項目がございまして、一般質問における質問事項は、原則として会派内で調整するのが例であるということでございますので、副委員長がおっしゃられるとおり、会派で調整をいただきたいと思います。このたびも、実

際、会派で調整していただいたところはございます。複数箇所、項目がかぶっておりましたので、会派の代表にお願いしまして、調整はさせていただいているところはございます。

○立川委員長　追加で、一般質問の通告も、人数的なもの、議運のほうへというのもあったような気がしたけど。例えば人数、この会派、３人行きますよとか、誰々行きます、それはどうなってるんですか。

○青木議会事務局次長兼議事係長　改選前の申合せには、会派を通じて事務局に、何名、質問されるかというのはありました。それは、一般質問の３日間で割り振りをするという必要性があったのでありましたけれども、今現在はその規定はございません。もう既にマックスで５、５、５ということがありますし、日程表案で決めてていただいておりますので、そちらの通告は必要ないことになっております。ただ会派での調整は、質問のかぶらないようにとかという調整はいただければと、引き続き思います。

○立川委員長　ということで、日程的なことは確保できてるんで、一応人数は結構ですよと。ただ質問内容についてはできるだけ調整いただきたいというところで、また皆さんにお諮りいただけたらと思います。

○藪内副議長　会派内で調整もありますけど、前の議員が言ったことは同じ内容をしないようにと。これ、本当に厳密にやると、最終日なんか言うことがなくなるじゃないですか。でも、何かいろんな言葉で、切り口を変えてとか、いろんなことを言いながらやるけど、結局は答弁としては、何々委員にお答えしたとおりと。その辺のことも実際難しい。本当に最終日の最後じゃったら、ほとんどない、厳密にやると。これ、今、言ったからどうなるもんじゃないですけど、皆さんのあれですから。

○立川委員長　そういうのはあります、確かに。決算みたいに幾分調整していただくと、それもないのかな。違う会派と被ったりすることは可能性としてあるから、おっしゃるとおり、１５人目ぐらいになったら、何もないっていう部分はあるね。これをどう、何かいい案があります。さっき言ったみたいに、切り口を変えていっても一緒やし、お答えいただいたんですが、これについて、私、言いたいという切り口からでもいいんかな。例えば移住・定住について質問しました。市長からは、中村議員にお答えしたとおりですと言われた。次、同じ質問が来たときにどうしたらいいのかなと。再質問したいからということですと、切り口とすれば、さっき言ったみたいに切り口を変えてというか、同じ質問するけども、お答えしたとおりですって言われてから再質問する形というのか、それとも、前、こういうお答えいただいてますけど、私はこれについてお尋ねしたいという感じ。どういうのがきれいなんやろ。何か妙案はありませんか、かぶった場合。潔く取り下げますというケースもあるでしょうし。そういったところが、議員のほうも実際に困ると。特に新しい議員ですと詰まっちゃう可能性もあるし、何かいい知恵があったら教えてあげてほしいと思います。これ、宿題でお願いします。なかったらもうしょうがねえでも結構ですから。

○青山委員　会派内での調整ということですけど、同じテーマのものでも、その人が思ってる内容、市民から尋ねてほしいとかというところで、全く違ってるところだったらということで、うちの会派ではそういう調整もさせていただいた。聞き出す内容が違う場合もあるということで。

○立川委員長　それはもう宿題で、妙案で何かあれば。というのが、同じテーマですと、お答えが大体似てくる。執行部もこれ一緒でという判断する。ではない、私はここが聞きたいんですって、さっきのお話で。だから、その辺を聞き出す方法。

○青山委員　再質ということになるかなと思いますけど。

○立川委員長　再質の切り口をね。Ａさんが言ったやつをＢさんが同じことを言ってしまうと、そのとおりですで、議長からは重複する質問についてはお避けくださいという注意が入ります。注意が入っとんのにまた同じことを聞くんかい。言いたいことは分かりますけど、論点として、会派内で調整いただくときに、例えば移住・定住の問題があったら、僕はこれが聞きたい、僕はじゃあこっちを聞くわという形での調整をしてもらわんとしょうがない。

○青山委員　そういう調整です。同じ移住・定住という中で聞く。

○立川委員長　それは調整していただいたらいいと思いますし、ただ違う会派から来るとダブりますんで、そのときは潔く、誰や言ってましたけど、ここは取り下げますというのも手かなと思う。議長からもそういうことで、最初から御注文がつきますんで。

○藪内副議長　例えば１５番目とかとすると、もう３日間の直前まで重ならんように、全部メモしたり、あそこ言われたわとか、すごい労力じゃないですか。ああ、ここも言われたと。それをもう３日間やり続けるのは、１日目で終わる人と、トップバッターというたら全然違うでしょ。仕方ないですけど、くじ引。

○立川委員長　それは自分のレベルアップとお考えいただいて。

○青山委員　今回は１番で言いたい放題、ああ、言えるなと。大体最終日になることが多かって、大変だなと思う。

○立川委員長　ある程度、時間の制約もありの、順番ということで、それもありますので、その中でお考えいただくしかしょうがないと思いますし、それがレベルアップにもつながることでしょうし、いろんな調整をしていただくというのも、今後、生きてくると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかになければ総括としては。

事務局のほう、何か総括的なことありますか。

○青木議会事務局次長兼議事係長　市長から議長宛てに市議会における一般質問の運用に関する申入れがございました。質問の明確化とか、通告後の内容遵守、それから通告事項の遵守、資料要求という４項目ございました。そちらの関係はいかがだったかと思いますけれども。

○立川委員長　そうでしたね。あれは文書が出てました、一般質問について、この点に注意してくださいと。

○中西委員　庁議の議事録ないですけど、概要案しかないですけど、それをたまたま、私の一般質問との関係で開示請求しました。したところ、庁議の中でその箇所が出てきまして、黒塗りでは出てこずに、そのまま出てきた。ビーテラスの件なんか庁議録に残ってないけど、この件に関してはきちんと庁議録に残ってまして、あれだけのことが残るのは、それなりに僕は庁議の中で議論がされたと思う。その議論の過程は、この庁議の議事録の中には出てこない。何が問題だったかという感じで、いろいろ悩んでるけど、実際のところは何が言いたかったんかと。普通なら、あの程度であれば、口頭で議長とのトップ会談ときに終わってる話と思うけど、わざわざ庁議の議事録へ残して、うちへ申入れ文書が来たのは、何があったんかというのが僕自身は疑問に思ってるんです。これは庁議に何が目的だったかは聞いてほしいと思うけど。

○立川委員長　その後、情報収集的なことですね。今のお話は、備総第２９８号ということで、市長名で出ております。分ですね。市議会における一般質問の運用に関する申入れ書、さっき青木次長が言っていた、通告後の要旨聞き取りの時点において、質問の要旨や内容を明確にしていただきたい。２点目、通告期限後における質問内容の変更は行わないようにしていただきたい、３、通告されていない事項の質問は行わないようにしていただきたい、４、質問における資料提出の在り方及び資料の適切な運用について、今後、継続した協議をお願いしたい、この４点が備総第２９８号で議長宛てに届いてますという件です。内容的には庁議には出てないよと、中身は。一応したというのは、結構出てるというお話ですね。この辺の真意をまた探っとっていただけたら。

何か気になるところありますか。ありませんか。至極もっともなことばっかりで。

○森本副委員長　それこそ、執行部にそういう申入れを議会へして、今回、どうやったんかという、執行部としては。検証して、またこっちへバックしてもらったほうが私はいいと思う。こちらは多分皆さん意識して変えたことはないと思うけど。

○青木議会事務局次長兼議事係長　定例会を終えて、今回どうだったかっていうところを執行部とお話しして、また議運に返したいと思います。

○立川委員長　４項目について、特にどんな感じでしたか。

○青山委員　４番目の要求資料の適切な運用で、議論されるときに、その日に出すんじゃなくて、少なくとも前日までに、いただけるもんならいただきたいというお願いしたと思うけど、それについて何か、執行部から返答ありました。

○國光議会事務局長　前日までに資料をお願いしますとは執行部に言っていません、こちらからは。今後、資料を一般質問においてどのように提出し使用するかを継続して検討するということになっておりますので、さっきの検証も含めまして、今後、どのように取り扱えばよいかをお互いに考えていく予定でございます。

○青山委員　それならば、今度、やり取りをするときに、その件もお願いしたいと思います。次の１２月定例のときにどうなるんだろうかということにならないようにお願いできたらと思います。

○立川委員長　確認ですけど、前、お聞きしたと思うけど、あくまでも資料提出については、執行部の厚意と言いましょうか、努力で出していただいてるということで解釈したらよかったんですよね。

○國光議会事務局長　そうでございます。

○立川委員長　真意を得てるかどうか分かりませんけど、執行部の御厚意でいただいてるという資料になりますというのが前提で考えてくれという申入れやったんですよね。資料提出自身は、変な話ですけど、厚意でやってるよということの解釈をしてくださいというお話ありましたよね。あくまでそのスタンスが執行部のスタンスということで解釈したらいいですよね。

○國光議会事務局長　執行部は御厚意で出してますよという表現は、一切、こちらには申しておりません。法律的というか、手続的にどういうスタンスで資料提供しているかといえば、法律に書いてない以上、表現は御厚意ということになりますけど、お互いの信頼関係、審議する上で必要と認識するものという意味で、一般質問に必要なものという意味で出していただいているという表現が分かりやすく、この間の議運ではその表現が使われたと思います。

○立川委員長　法的には根拠ないと、円滑な運営のために出してると。ということは、御厚意半分、義務半分というとこら辺のはざまにおりますというところやね。それを踏まえて。

○森本副委員長　一般質問をするときにその資料が必要だと。だから、事前に、前も議長とも話して、早くから一般質問の内容が分かっていて、こういう資料が要るということで、早めに資料をいただきたいときには、それは一般質問に関する資料ですからと議長に申し出て、資料をいただくということは可能ですか。

○立川委員長　ルール上、どう。

○青木議会事務局次長兼議事係長　まだルール化はできていないと思います。

一般質問は、前回も言いましたけど、口頭でのやり取りということになります。あの場で「この資料」をと言われても、会議録には全く載りません、「この資料」としか、文字としては残らないです。そういったところもありますので、やっぱり資料要求は事前に、一般質問される前に、議長を通じて執行部に、事務局からお願いをして、その資料を取り寄せて議員に御提供する、全議員に配付させていただくという仕組みができればとは考えておりますけれども、申し訳ございません、事務局もそこまで対応できるかというところも、研究はさせていただきたいと思いますので、あくまでも一般質問は資料要求する場ではないというところは御理解いただければと思います。

○立川委員長　進め方の、タイムスケジュールも事務局も困るでしょうし、今言ったように事前に出してくれという申出してもというところで、この辺の進め方について、今、次長が研究しま

しょうかということでしたんで、引き続き御協議いただくということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

資料についてはそういうところで。認識としては、法的な根拠はないんで、あまり強制力はないよという解釈で進めてくださいというのが、今のところやね。

○中西委員　そうすると、一般質問を前にして、こういうものも少し一般質問したいと思っているときには、定例会を待たずに、例えば今日の日でも、こんなものが欲しいけどもというのは、お願いしたら出てくるもんでしょうか。

○青木議会事務局次長兼議事係長　一般質問直前になりますと、執行部も、資料を作ることになったらなかなか時間がないということがございますので、前もって資料を集めたいということであれば、事務局としては議員の御要求になるべく応じたいと思いますので、その辺のルールづくりを今後していかないといけないというのは、この申入れをいただいてからは、私は感じるところでございます。ですから、前もっていただければ、なるべく議長から執行部に依頼文を出したりさせていただいて、資料を早めに御提供できるようにしたいとは考えております。

○中西委員　誠にそういう意味では、今回の私の資料要求はどうだったんかというのが反省させられるわけです。私は備前市がこの間、買った土地の一覧を出させていただきました。どのくらい買ってるか大変関心を持ってて、それをあとどうするかを考えなくちゃいけない。一般質問で資料要求すると、当日出てきますから、当日、あの資料を見て何か質問ができるかというと、それはできないと。だから、次の定例会ぐらいで何かできるといいかなというふうに思ってるわけですけど、だったらそういうことは定例会前にせずに普通のときに出しておいて、それを勉強して、次の定例会でやるという形になるんです。僕はやっぱしそういう意味では、執行部も出してくれた以上、こちらも出してもらう目的がある以上、どっかでその資料をめぐって論戦をかみ合わせないといけないとは思ってるんですけど、あんだけであの資料をやると、１か月で話がつくかなというところも含めて悩んではいるところです。しかし議員としてはそこは勉強しないといけないところだと思ってるんで、そこの出し方については、議員の議論とかみ合った形での資料の提出を求めると、言葉としてはそういうことかなと思いました。もう少し、それは、私も時期的な問題も含めて考えさせてください。

○中村委員　４番に資料の適切な運用についてという一文があるけど、これは。私は、資料を作れというたら作りますけど、それを一般質問で反映してくださいという捉え方です。それだったら、前もっていただけないかという、今度はこっちからの返しになる。その辺、何か具体的には聞かれてますか。

○石原議長　申入れを受けた議長の職としてですけれども、４番の資料の在り方、口頭でお聞きをして、その旨を皆さん方に、議会の側へ口頭でもってお伝えをするよりも、書面の形でいただくほうがより皆さんにも御理解もいただきやすいのかなということで捉えておった。４番の資料です。その申入れを受けて、事務局ともお話をする中で、前回、議運でも申し上げましたが、

様々な資料をお願いして出される、まさしくその部分質問を投げかけて、答弁でお手元の資料のとおりですという答弁になると、会議録、またお聞きになっとる方、全く分からないところでのやり取りの形になるのかなというところで、本来の会議の在り方、言論を闘わせる場としてはあまり適切な状況ではないのかな。前回のとき、たしか中西委員と私と見解が相違して、いや、それは致し方ないというやり取りもあったが、今後、私も含めですけれども、ぜひ目指していきたいのは、さっき中西委員もおっしゃった事前に何らかの形で資料をお願いをして、それを吟味した上で、一般質問でそれを反映させて、データとして入手した上で一般質問を組み立てていけば、資料というかそのデータもより生かされるのかなと。そのものずばりを、昨年度の実績は、数字は、件数はいかがですかの問いをしてしまうと、まさしく事によってはもうお手元の資料のとおりですという形になるんで、そういうところの面も含めての運用の在り方ということなんで、皆さん方と今後、資料要求の在り方も含めて協議させていただければと思います。

○中村委員　ぜひ、次回までに、何か結論めいたものがあったらお願いしたいと思います。

○尾川委員　私の考えは、資料要求もさることながら、委員会でも資料請求しょうるわけじゃ。一般質問に使おうと思うたらそっちを使やあええわけで、私らも一般質問でなけりゃあ資料請求できん理解はしとる面もあるけど、委員会をもっと活用する、その場で請求していきょうりゃあ、分析できるわけじゃから、私らも当日より事前に出せという考えもあるけど、委員会の活動も含めて、もう少し検討を、自分で考えてみにゃあいけんなと、今も話を聞きょうて思いました。

○立川委員長　適切な運用というところがいかに活用できるか、議員活動に生かせるかというところで、ちょっと広く考えて、今お話があったように、一般質問そのためだけの資料ではなくていけばいいのかなという思いはあります。

○石原議長　先ほどのもあって、僕も議論をお聞きしてて、資料のお願いの仕方も、さっき委員長が言われた形も、議員活動の一つとして、各個人議員がお願いをして、一般質問に取り上げたいんだと、それも一つありかなという受け止めもしたが、ひとつ議会として、今後の検討課題として、どういう形がより、てんででなっても何か大変なところもあるかなというところも感じますんで、今後の検討課題として、次の定例会に向けて、協議、続けていただければと。

○中西委員　私は委員会に出していただく資料、あるいは委員から委員長に対して要望があって出していただく資料、それはやっぱり議長を通じて、事務局を通じて執行部に資料提出の依頼をしてると思ってる。そのルートをつくっとかないと、今の私たちの議員の活動で国会議員と違って地方議員にはそういう調査権がありませんから、やはりそこのところは守っていく必要があるんじゃないかと。やはり議長を通して、事務局を通して資料は来てると。そうせんと、職員もかなわんと思う。ありとあらゆるところからいろんな形で要望が来たり。あるとき、議員がしょっちゅう、何人か課長のところにたむろして、何か離れんで困ったというのが昔ありました。そういう調査はある一定規律が、今の私たち調査権はないんで、議長にあると、議会にあるというと

ころは、しっかり確認しておく必要があると私は思ってます。

○立川委員長　これは引き続き検討というところで。活用の仕方だけは考えていきましょう。ルールづくりも併せてよろしくお願いします。

それでは、２番目、議会運営委員会の協議事項について。

前回、本会議に関する事項というところで消していただきましたけど、引き続きですけど、議会基本条例に関する事項について、ちょっと見ていただいたらと思います。基本条例は大きな太字で書いとう４番目ですけど、基本条例の検証について、それから基本条例の見直しについて申し送りがされておりますけども、説明してくれる。

○青木議会事務局次長兼議事係長　お手元に、こちら、令和６年になります。前期の議会運営委員会において基本条例の検証をされたもので、こちらはホームページ等にも公表してるものでございます。こちらにつきましては、当時の議員１６名の方全員にアンケート調査を行いまして、議会運営委員会で評価、判定したものでございます。内容につきましては、この報告書を見ていただければと思います。

事務局のほうでこういった報告書を作成してはということで、議員からアンケートを取って、議運でもんでいただいたわけでございますけれども、今後、議会基本条例の検証も必要になってこようかと思います。１０月には、議会基本条例についてということで、先生もお呼びして研修会もされますので、そういったことも御参考にしていただいて、基本条例の検証も、見直しもそうです。前期では全て条例を改正する必要はないという結論になっておりましたけれども、令和２年に制定されて６年ぐらいたちますので、議会運営委員会、あと議員皆様、会派等へ持ち帰りまして、しっかり基本条例を読み込んでいただいて、改正するべきところがあれば改正していただくなりの手続等が必要となるのではなかろうかと思っております。

こちらのほうは協議事項といいますか、しなければいけない事項でございます。一番最初の制定されるとき、令和２年のときに基本条例をどうされるかということで、引き続いできたものだとは思いますので、その旨を踏まえて、また御協議いただければと思います。

○立川委員長　お手元にしてる検証結果報告書は令和６年５月、これ、何年に一遍決めたんかな。

○青木議会事務局次長兼議事係長　特には決めてはないです。

○立川委員長　令和２年１０月に決めて、４年目にこれ、報告書として上がったんよね。現実、ちょっとずつですが進みつつあるというところで、ええんかな。次、いつやりますというのを決めるんかな。

〔「会派で」と呼ぶ者あり〕

次回までに会派で読んでいただいて、何か御意見あればというところにしましょう。これ、皆さんのお手元、行っとんかな。

○青木議会事務局次長兼議事係長　今日、議会運営委員会の皆様にはお配ります。ほかの議員に

はまだお配りしておりませんので、今日の議運の結果通知と併せて連絡箱に入れさせていただきたいと思います。ホームページにも載っております。

○立川委員長　しっかりこれを見て、また御意見くださいというところで、この１の４、やめます。基本条例の見直しについても一緒ですね。じゃあ、申し送り事項、これで消します。

続きまして、その下、正副議長選挙に関する事項というところで申し送りがあります。

１の６、正副議長選挙に係る所信表明会について、①推薦人の要否、これについてお話があったんですが、これは。

○青木議会事務局次長兼議事係長　①の推薦人の要否につきましては、令和８年４月１７日の議運におきまして、前回、努めて推薦人の署名を添えてという文言がありましたけれども、こちらは削除ということで決まっておりますので、この１の６につきましては、既に終わっているものと考えております。

○立川委員長　不要というところで終わりますというんですね。

②副議長の所信表明について、議会基本条例に規定があるよというところですね。これは何か進展があったんかな。

○青木議会事務局次長兼議事係長　特に進展等はございません。基本条例の第７条に正副議長選挙の所信表明という条項がございます。第７条第１項、議長及び副議長の選挙に先立って所信表明を行うものとするという規定がございますので、前、副議長の所信表明は要らないのではないかという議論で、一旦必要ないということがありましたけども、こちらの基本条例にうたわれておりましたので、今後どうされるか、副議長の所信表明が要らないのであれば、議会基本条例の改正が必要となるというところでございますので、その辺の御判断をお願いしたいと思います。

○立川委員長　これも途中でいろいろ変わったりしたが、基本条例の第７条１項で規定をされております。必要だということであればこのまま行ったらいいし、もういいんじゃないのということであれば、この第７条１項の規定を少し変えると。どちらかというところで御意見いただいときましょうか。

〔「会派で」と呼ぶ者あり〕

これも、今お話があったんで、これと一緒に持って帰って御議論いただいて、その結果をもって終わらせたいと思います。一応、予定しているのはそこですね。この検証結果の皆さんの御意見と副議長の所信表明について、会派のほうでお話しいただいて、次回、御報告いただくというところで終わりたいと思います。

○青木議会事務局次長兼議事係長　議会の行事予定です。レジュメの右側になります。御覧ください。

結構、行事がありますけれども、こちらはレジュメに記載のとおり、御覧いただければと思います。

１１月２７日、東備消防組合議会の定例会が行われます。１１月１４日、議会報告会、こちら

はまだこどもまんなかフェスタ、市民ふれあい福祉まつり、仮称だと思いますけれども、ビーテラスのほうで行われるということであります。こちらは今定例会の御報告をしていただいたり、意見交換をしていただく場になります。

１０月に戻りますけども、先ほど言いました、１０月２３日に議員研修会、日本大学法学部の林紀行教授をお呼びして、議会基本条例について御講演をいただくという予定としております。

議会の行事予定の議会関係は以上でございます。

続きまして、行政視察、１０月分につきましては既に御報告させていただいてると思います。１１月につきまして、１２日、香川県三豊市議会さん、１７日に奈良県天理市議会さん、それから２０日に勝田郡の議員協議会というところで、それぞれお見えになられるということで受けております。

最後、市の行事予定で、こちらも御覧いただきたいと思います。

１０月２５日に、備前市総合防災訓練がチオビタ運動公園にて行われるという予定でございます。こちらにつきまして、議会ＢＣＰに基づく災害訓練の実施というところで、別紙の想定防災訓練概要をお配りさせていただいております。

例年、ＬＩＮＥ等でのやり取りだけになっておりますけれども、本年度も同様にということで考えております。石村係長から詳細は説明させていただきます。

○石村庶務調査係長　次長から御報告がありましたとおり、来る１０月２５日にチオビタ運動公園周辺において、令和８年度備前市総合防災訓練が実施される予定となっております。既に議員には御案内が届いているかと思います。この訓練に併せまして、議会ＢＣＰの初動期行動に基づく防災訓練を議員にお願いしたいと考えております。訓練概要はお手元の想定防災訓練概要案のとおりでございます。

訓練想定につきましては、危機管理課に聞き取りを行いました内容をそのまま載せておりますので、変更になることもございますが、当日午前９時、四国沖を震源とするマグニチュード９．０の地震が発生したと想定した訓練となっております。日時、場所についてはこれで間違いないと思われますが、４番の訓練内容につきましては、９時の発災でございますので、１０分前後に局長から安否情報を求めるためのＬＩＮＥグループへの投稿がございますので、それを受けて、議員各位から所在の連絡、安否報告をしていただきます。報告例は記載のとおりでございます。それを受けて、局長が災害対策本部へ参集しているはずなので、そちらへ議会の状況はこういうことですという報告をされることとなっております。

訓練概要については以上でございます。

○立川委員長　③の議会の行事予定はまた御覧になってくださいというところで、想定防災訓練の概要の説明がありました。これ、各自が確認だけしたらいいということですね。ＬＩＮＥが流れて、立川です、ここにいますという。うち、敬老会なんで、公民館におりますという感じやね。

そういうところでよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

何かほかにございましたら。

○青山委員　行政視察の来庁ですけど、最近、備前市議会もたくさんお客さんをお迎えしてると思いました。増えてるのは何か意味があるのか。

もう一つは、三豊市議会さんで修正動議の提出についてと。これは何か三豊市さんでもこういうことが話題になっているということですか。

○石村庶務調査係長　行政視察につきましては、調査事項がかなり偏っております。多いのが、スマートサービス、里山里海、第三の居場所。というのが、ホームページにこういう視察がありましたというのを載せている関係で、それを見られて来られているようでございます。

修正動議につきましては、三豊市議会さんがこれ以外にも図書館の関係も言ってこられていたんですけれど、２時間の研修で全部は難しいだろうということで、事務局のほうで修正案の提出について、以前、鳥羽市議会さんでお受けして、議員にも参加していただいた内容がありますが、あの内容で事務局のほうでお伝えをしたいと思っております。三豊市さんでそういう動きがあるのかどうかというところまでは確認はしておりません。

○立川委員長　ほかに何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これをもって議会運営委員会を終わります。

午前１１時２６分　閉会